

船舶事故調査報告書

令和2年7月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年1月10日 17時00分ごろ以降の出港時刻～11日 08時50分ごろの間）
発生場所	不明（鹿児島県いちき串木野市土川漁港～同市串木野港西方沖の間）
事故の概要	漁船 栄丸は、いか釣り漁の操業中、船長が落水して溺水した。
事故調査の経過	令和2年1月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 栄丸、0.6トン KG3-33411（漁船登録番号）、個人所有 5.32m（Lr）×1.78m×0.65m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成6年8月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 89歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年12月2日 免許証交付日 平成28年3月24日 （令和4年3月13日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れのち雨、風向 北～東、風力 2 海象：海上 平穏、水温 約18℃
事故の経過	本船は、船長がいか釣り漁の目的で、令和2年1月10日17時00分ごろ自宅を出た後、1人で乗り組み、土川漁港を出港した。 船長の家族は、船長がふだん18時過ぎには帰宅していたものの23時を過ぎても戻ってこなかったため、他の家族（以下「発見者A」という。）に相談した。 発見者Aは、陸上から土川漁港や付近の沿岸を捜索したが本船及び船長を発見することができなかつたため、船長の知人（以下「発見者B」という。）と共に海上から捜索することにした。 発見者Aは、11日07時30分ごろ発見者Bの船に乗船していち

	<p>き串木野市羽島漁港を出港し、串木野港西方沖を捜索中、漂流している本船を認めて接近したところ、08時50分ごろ、船長が‘本船の右舷船尾部外板外側に取り付けられた輪っか状のロープ’（以下「本件ロープ」という。）に右足首を引っ掛けてうつ伏せの状態で見つかるのを発見した。</p> <p>発見者Aは、すぐに発見者Bと協力して船長を本船に引き揚げた後、警察に連絡し、本船をえい航して羽島漁港に入港した。</p> <p>船長は、病院へ搬送され、溺水の疑いがあると検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況、写真2 本件ロープ等の状況、写真3 発見時の船長の状況（再現） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、他船と衝突したような痕跡が船体に認められなかった。</p> <p>本船は、発見時、左舷船尾側に動力漁船登録票に記載された機関（以下「25馬力の船外機」という。）が、右舷船尾側に補助として5馬力の船外機が設置されていたほか、船尾外板船外側の両舷にそれぞれ足先を掛けられる大きさの輪っか状のロープが取り付けられていた。</p> <p>本船は、発見時、25馬力の船外機が完全にチルドアップされた状態で、また、5馬力の船外機が途中までチルドアップされた状態で停止されていた。</p> <p>本船は、発見時、左舷船尾側から出された釣り糸が途中で切れ、同系の一部が5馬力の船外機のプロペラに絡まり、さらに釣り糸に絡まったいか針が甲板上に置かれていた。</p> <p>本船は、発見時、いけすにいかが4匹入っていた。</p> <p>船長は、発見時、ヤッケ、雨合羽のズボン及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、高血圧の薬を服用していたもののその他には持病等がなく、また、飲酒もしていなかった。</p> <p>船長は、携帯電話を所有していたものの、日頃から作業時には携行していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水の疑いがあると考えられる。</p> <p>本船は、船長が、10日17時00分ごろ以降に土川漁港を出港した後、11日08時50分ごろ本件ロープに右足首を引っ掛けてうつ伏せの状態で見つかるのを発見されたことから、この間において、落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見時、左舷船尾側から出された釣り糸が途中で切れ、同系の一部が5馬力の船外機のプロペラに絡まり、さらに釣り糸に絡</p>

	<p>まったいか針が甲板上に置かれていたこと及び船長が本件ロープに右足首を引っ掛けてうつ伏せの状態で見失っていたことから、船長が5馬力の船外機のプロペラに絡まった釣り糸を取り外す目的で、本件ロープに右足を掛けて船外作業を行っていた際に落水した可能性があると考えられるが、目撃者がいないことから、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、土川漁港から串木野港西方沖において、いか釣り漁の操業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中は、十分に注意して落水防止に努めること。 ・ 1人で漁労に従事する際には、連絡が取れるように防水を施した携帯電話を携帯することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

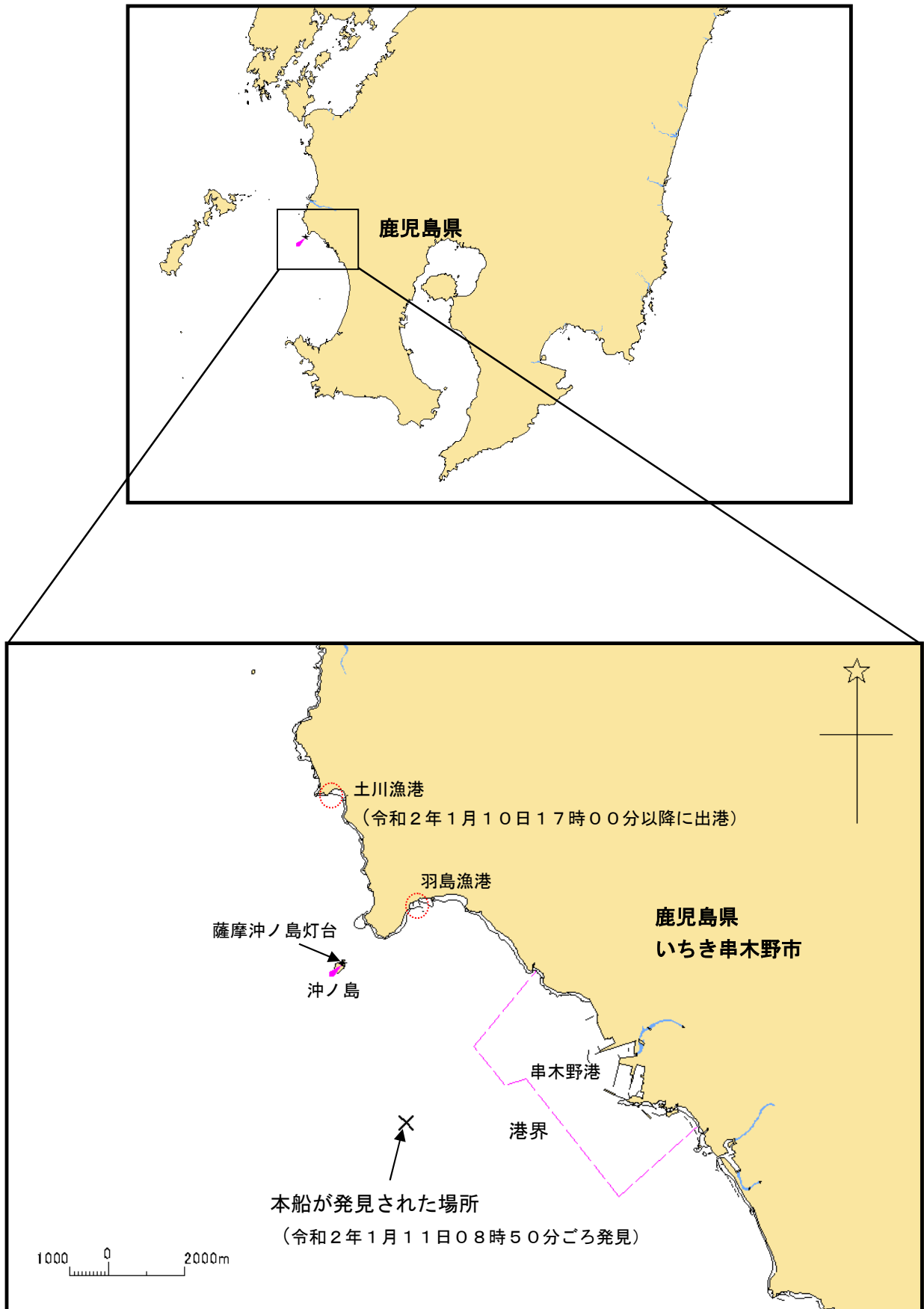


写真1 本船の状況



2.5馬力の船外機

左舷船尾部外板外側に取り付けられた
輪っか状のロープ

写真2 本件ロープ等の状況



本件ロープ



5馬力の船外機

5馬力の船外機が取り付け
られていた場所。

写真3 発見時の船長の状況（再現）



うつ伏せの状態
浮いていた（代
役）

右足首が本件ロープに
引っ掛かった状況